

## 【参考資料】

- ・ あいち電子自治体推進協議会について
- ・ あいち電子自治体推進協議会会則
- ・ あいち電子自治体推進協議会組織体制図

## あいち電子自治体推進協議会について

### 1 背景とこれまでの経緯

我が国では、「e-Japan 戦略」「e-Japan 重点計画」等に基づいて、官民が一体となってIT革命に取り組んでいます。

行政としても、住民の利便性の向上、行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図るため、申請、届出などの行政手続、行政文書の電子化及び情報の共有、活用に向けた業務改革を重点的に推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政、いわゆる「電子政府・電子自治体」の実現が求められています。

しかしながら、それらに対し多くの自治体は、開発、運用に係る経費、専門的な人材の確保、セキュリティの保持など、独力で対応することが困難な状況にあります。

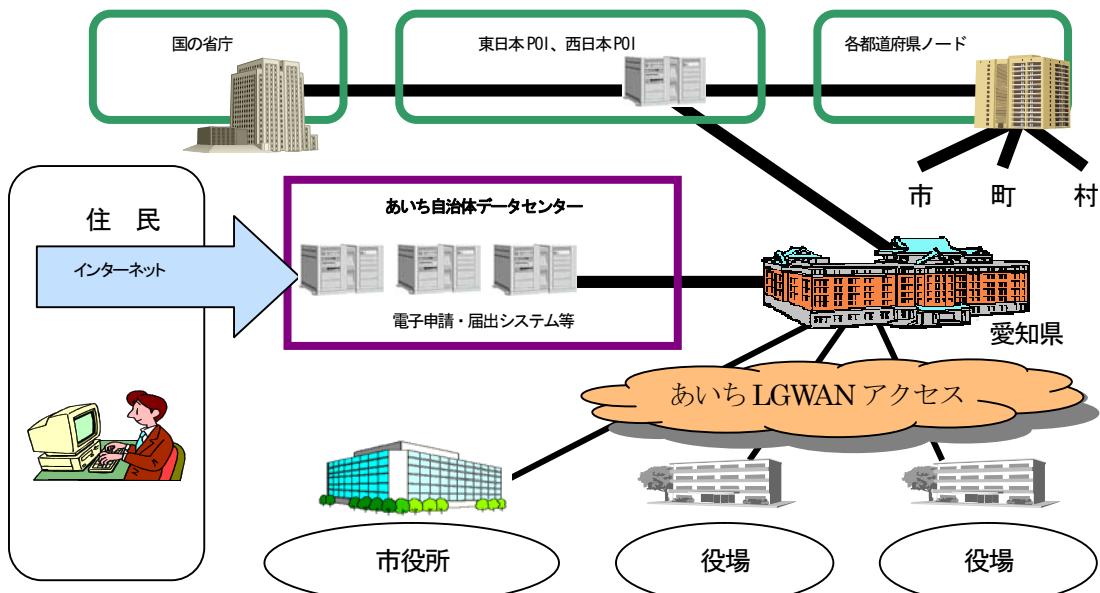
このため、愛知県及び県内市町村は、平成13年9月に「愛知県・県内市町村情報主管課連絡会議」を設置し、自治体に求められる情報化全般の課題についての検討を行ってまいりました。

愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く87市町村（当時））は、共通の目標である電子自治体の構築を、経費面や人的な面で効率よく、かつ地域間格差なく、しかも早期に実現するため、平成15年4月18日に「あいち電子自治体推進協議会」を設立しました。

また、平成16年3月18日には、電子自治体の共同運営の拠点となり、各種システムの開発・運営や、これらのシステムを高い安全性を確保しつつ24時間365日稼動を可能とする「あいち自治体データセンター」を開所しました。

こうした開発・運営に係る経費は、参加団体がその団体規模（人口規模）に応じて分担しています。

#### 【LGWANを利用した電子申請システムのイメージ】



### 【主な経緯】

H15. 4. 18	あいち電子自治体推進協議会設立	全団体
H15. 12	総合行政ネットワーク (LGWAN) 稼働	全団体
H16. 3. 18	あいち自治体データセンター開設	全団体
H16. 7. 20	電子申請・届出システム (汎用システム) 稼働	全団体
H17. 4. 1	インターネット環境整備事業開始	特定団体
H17. 7. 4	簡易申請システム稼働	全団体
H18. 10. 9	共同利用型施設予約システム稼働	特定団体
H18. 10. 16	電子調達共同システム (CALS/EC) 稼働	特定団体
H20. 1. 4	電子調達共同システム (物品等) 稼働	特定団体
H22. 4. 1	電子申請・届出システムリプレイス	全団体
H23. 4. 1	共同利用型施設予約システムリプレイス	特定団体

## 2 あいち電子自治体推進協議会の概要

### (1) 会員等

(H24. 3. 31 現在)

区分	団体数	備考
会員	54 団体	・愛知県 ・県内市町村 (名古屋市を除く 53 市町村)
準会員	10 団体	・名古屋港管理組合ほか

### (2) 共同事業で期待できる効果

#### ア 県民の利便性の向上

- ・県と市町村の受付に関してワンストップサービスを提供
- ・データセンター24 時間運用によるノンストップサービスを提供
- ・県内全市町村における行政サービスの格差是正と高位平準化

#### イ 経費の縮減

- ・共同開発による開発経費の縮減
- ・共同運営、メンテナンスによる管理経費、改修経費の縮減
- ・共同運営による人件費、人的資源の縮減
- ・既存基幹業務システムの共同再構築による既存経費の削減

#### ウ セキュリティの確保

- ・データセンター方式による不正アクセス対策、高いセキュリティレベルの確保
- ・データセンター機器の二重化による安全性の確保

#### エ その他の効果

- ・県及び全市町村のインターフェースや仕様の統一

#### オ 名古屋市との関連

名古屋市については、協議会の設立までの過程で参加を求めるましたが、他の市町村との規模（政令市である）の格差が大きいことから、事務内容や手続き、権限（区長の存在）の違い等、電子申請についても独自開発によるところが大きく二重投資になりかねないなど、共同開発参加のメリットが少ないため現時点では協議会には不参加との立場であります。

しかし、電子申請等運用にあたっては住民の利便性を考慮し、お互いのリンクを行うなどの工夫を行い、電子自治体の実現について協調を図っていくこととしています。

### （3）費用負担の考え方（全団体事業）

参加団体の人口規模により、負担金を傾斜します（他と比較して人口が2倍の場合に1.5倍の経費を負担する。）。

## 3 全団体事業

### （1）電子申請・届出システム

平成16年7月から、県及び県内市町村（名古屋市を除く）の協議会参加全団体での実施事業（全団体事業）として電子申請・届出システムを運用しております。

その後、機器の更新時期を迎えたことから、システムのリプレイスを実施し、平成22年4月より汎用、簡易システムを統合した新たなシステムが稼働しております。

#### ア 電子申請・届出システム（汎用システム）

県においては、平成16年7月20日（火）正午より、自動車税住所変更届出始め51手続について、電子申請・届出システムによる受付を開始しました。また、平成17年1月24日（月）から、あいち電子自治体推進協議会の非会員である名古屋市を除く県内86市町村（当時）において、住民票の写しの交付の請求をはじめ29手続（妊娠届出手続きは、一部市町村のみ。）に係る電子申請・届出システム（汎用受付システム）の運用を開始しました。平成17、18年度には、順次、利用可能な手続を追加しており、平成24年4月現在、県については365手続（県警分2手続を含む）、市町村については51手続（中核市は62手続）が利用可能となっております。

また、システムの利用促進を図るための普及広報活動として、これまでに、各種イベントへのブースの出展を始め、パンフレットの作成等を行っております。

#### イ 簡易申請システム

平成17年7月4日（月）から、電子申請・届出システムのサブシステムとして、これまで電話やはがき、電子メール等で受付を行っていました、講習会やイベントの参加申込などの行政手続以外の軽易な手続を、インターネットを通じて安全かつ確実に行うことを可能とする簡易申請システムの運用を開始しております。

## ウ 今後の運営

利便性を向上し、より一層の利用促進を図るため、システムの機能改善や普及広報活動を行っていきます。

## エ スケジュール

平成 15 年度	平成 16~21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
電子申請・届出 システム 基本部分開発	<b>旧システム稼働</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易申請、決済基盤連携などの機能追加及び対象手続の拡充、機能改善</li> <li>平成16年7月20日 電子申請・届出開始（県分）</li> <li>平成 17 年 1 月 24 日 電子申請・届出開始（市町村）</li> <li>平成 17 年 7 月 4 日 簡易申請システム開始</li> </ul>		
	平成16年3月18日 あいち自治体データセンター開所	<b>新システム稼働</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>共通システム基本機能の構築</li> <li>受信サーバ連携機能</li> <li>ユーザ管理機能</li> <li>認証基盤連携機能の設計</li> <li>市町村申請届出様式選定／様式標準化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村様式開発／追加様式検討</li> <li>住民ポータル、職員ポータル（市町村分）</li> <li>認証基盤連携機能開発</li> <li>決済基盤連携機能の設計</li> <li>簡易申請機能開発</li> </ul> <p>20 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム更新検討、新システム基本設計</li> </ul> <p>21 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新システム詳細設計</li> <li>新システム実証実験、データ移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能追加等の検討</li> <li>新キャラクターの制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能追加等</li> </ul>
	平成 21 年度末 県：361 手続 市町村：59 手続	県： 5 手続追加 2 手続除外 市町村 児童手当等の 7 手続利用停止	県： 1 手続追加

## オ 申請状況（稼働時からの累計）

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

	利用者登録件数 (県・市町村共通)	申請件数		
		汎用受付システム	簡易受付システム	申請件数計
県	35,085 件	51,080 件※	13,282 件 (県：13,281 件)	64,362 件
市町村		10,028 件	335,080 件	345,108 件
計	35,085 件	61,108 件	348,362 件	409,470 件

※ 内訳は、県：47,339 件 県警：3,741 件

## (2) あいち自治体データセンター（共同利用データセンター）の運用

高度なセキュリティが確保された民間データセンターを借り上げ、電子申請・届出システム等の機器を 24 時間 365 日、運用・監視しています。

## (3) LGWANの運営

既設の高度情報通信ネットワーク（防災行政無線）に加えて、新たに有線のネットワーク「あいち LGWAN アクセス」を構築し、平成 19 年 9 月から新回線を主系、既設回線を従系として運用開始しており、主・従回線の保守管理を行っています。

## (4) 共同セキュリティ監査について

電子自治体の共同構築に伴う、自治体間のセキュリティレベル格差の解消と共同事業化によるスケールメリットにより各自治体の経費的かつ人的な負担の軽減を図るため、平成 17 年度から 3 カ年計画で情報セキュリティ監査を、県及び名古屋市を除く市町村が共同で実施しました。

- ・サーバ等の機器に対する脆弱性診断（リモート・オンサイト）
- ・アンケート、インタビュー等の方法によるセキュリティ対策の取組状況に対する監査等

平成 20～23 年度は、県及び希望市町村共同でサーバ等の機器に対する脆弱性診断を実施するとともに、平成 23 年度においては、インタビューによる監査を併せて実施しました。

## (5) あいち自治体クラウドの推進について

平成 22 年 5 月に国の「IT 戦略本部」が策定した「新たな情報通信技術戦略」で、IT 経費の縮減と行政の高度化を目指した「自治体クラウド」の推進が示されました。

本県における電子自治体化の取組においても、この方向性を踏まえ、市町村のクラウド化を支援することが最重要課題であると考え、平成 22 年 10 月にあいち電子自治体推進協議会内に「自治体クラウド等研究会」を設置しました。

この研究会では、これまで、所管官庁の担当官を招いての国の施策についての講演やクラウド事業者からの説明を聞き、参加市町とともに研究を重ねてきました。この研究会の検討をもとに、平成 24 年 3 月に、市町村のクラウド化の指針となる「自治体クラウド推進構想」を策定しました。

## 4 共同利用型施設予約システム

インターネットを通じて施設の予約や空き照会が可能となるシステムを、特定団体事業（参加希望団体のみで構成）として構築・運用しております。平成 16 年度に基本設計、17 年度より順次詳細設計を行い、18 年 10 月 9 日より一次稼働として屋外スポーツ施設分の運

用を開始しました。なお、運用開始に伴い豊橋市において稼働式を開催しております。

平成19年4月からは二次稼働として、屋内スポーツ施設分の運用を開始し、平成20年6月から三次稼働として文化施設分の運用を開始しております。

平成21年度に、次期システムの開発業者を総合評価方式により選定し、平成23年度からASP-SaaS方式により新システムが稼働しております。

参加団体は28団体(市町のみ・平成23年3月31日現在)で、県は参加しておりません。

## スケジュール

平成16~17年度	平成18~21年度	平成22年度	平成23年度
設計・開発	旧システム稼働(22年度まで) システムテスト、運用テスト実施(各稼働時期にあわせ随時) 18.10.9 運用開始 一次稼働(屋外スポーツ施設) 19.4.1 二次稼働(屋内スポーツ施設) 20.6.1 三次稼働(文化施設)		新システム稼働
・システム機能要件の洗い出し ・カスタマイズ方針の確認、合意 ・プログラム設計・テスト 参加団体: 24市12町	・開発元でのシステムテスト ・サイクルテスト ・運用性、信頼性、性能テスト ・次期システムの開発方針を協議 19年度: 一宮市利用終了に伴い1団体減 20年度: 小牧市利用終了に伴い1団体減 21年度: 田原市、ポート利用終了に伴い1団体減	・次期システム開発 春日町の清須市編入により1団体減 七宝町、甚目寺町のあま市への新設合併に伴い、2団体減	ASP-SaaS方式により新共同利用型施設予約システム稼働 参加団体: 28市町

## 5 電子調達共同システム (CALS/EC)

### (1) 概要

入札参加資格者登録から、指名通知、入札・開札までの一連の調達プロセスを、インターネットなどの情報通信技術を利用して行うことが可能となるシステムを県と県内市町村等で共同開発を進めてきました。

平成17年度から設計・開発業務を行い、平成18年10月16日(月)にシステムを稼働しました。

参加団体は、62団体(県、52市町村、9団体)(平成24年3月31日現在)

### (2) システム構成

- ・入札参加資格申請システム(共同事業)
- ・電子入札システム(共同事業)
- ・入札情報サービスシステム(PPI)(県単独事業、平成20年度より共同事業)

### (3) スケジュール

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
県建設部 基本計画 策定	協議会 システム設 計・開発	テ ス ト	電子入札運用稼動・利用者登録開始 (平成 18 年 10 月 16 日～)		
・申請様式の標準化 ・各システム要件定義	・システム基本設計 ・システム詳細設計 ・プログラム設計・開発	・各システム結合・総合検証 ・実証実験施行 ・運用マニュアル作成 ・職員・業者操作研修実施	・JV申請受付等の機能追加開発(第2次開発)に替え、事後審査型一般競争入札方式を追加 ・操作研修実施 ・入札参加資格申請の定時登録受付を実施	・入札情報サービスの共同事業化 ・Vista 対応 ・操作研修実施 ・電子入札平準化再精査	・国税・県税共通審査化の機能追加 ・電子入札処理能力向上のための増強 ・定時登録受付に向けた改修 ・操作研修実施
	参加団体：79 団体 愛知県、68 市町村 (名古屋市、安城市、 美浜町、南知多町、一 宮町、富山村を除く) 及び 10 団体 (H17.4.1)	参加団体：72 団体 愛知県、61 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 10 団体 (H18.4.1)	参加団体：71 団体 愛知県、61 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 9 団体 (H19.10.2) (豊田三好事務組合解散に伴い 1 減)	参加団体：68 团体 愛知県、59 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 8 団体 (H20.4.1) (音羽町、御津町の豊 川市への編入合併と逢 妻衛生組合の退会に伴 い 3 減)	参加団体：64 团体 愛知県、55 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 8 団体 (H21.10.1) (春日町の清須市への 編入合併に伴い 1 減) (H22.3.22) (七宝町、美和町、甚目 寺町のあま市への新設 (対等) 合併に伴い 2 減)

平成 22 年度	平成 23 年度
	電子入札運用稼動・利用者登録開始 (平成 18 年 10 月 16 日～)
更新 方針 決定	要件 定義 (基本 設計)
・Windows 7・IE 8 対応 ・機能改善 ・操作研修実施	詳細設計・ 構築  機器・データセンタ ー・回線調達  ・操作研修実施
参加団体：64 团体 愛知県、55 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 8 团体 (H22.4.1)	参加団体：62 团体 愛知県、52 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 9 团体 (H23.4.1) (一色町・吉良町・幡 豆町の西尾市への編 入合併と尾三消防組 合の退会と海部南部 水道企業団・北名古屋 水道企業団の参加に 伴い 2 減)

- ※ 名古屋市、安城市：独自システム開発のため不参加。
- ※ 9団体：名古屋港管理組合、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、  
(財)愛知水と緑の公社、小牧岩倉衛生組合、愛知中部水道企業団 海部南部水道企業団 北名古屋水道企業団

#### (4) 電子入札実績件数

平成18年の稼働以来、平成24年3月末現在で、県27,044件、市町村33,491件の合計60,535件の電子入札実績となっております。

### 6 電子調達共同システム（物品等）

#### (1) 概要

先行する電子調達共同システム（CALS/EC）と同様に県内市町村との共同事業（共同開発・共同運用）により導入するように、平成16年度の基本構想、平成17年度の基本計画を経て平成18年度より設計開発に着手し、平成20年1月に入札参加資格申請システムの運用を開始、平成20年8月に電子入札システム・入札情報サービスシステムの運用を開始し全面稼動となりました。

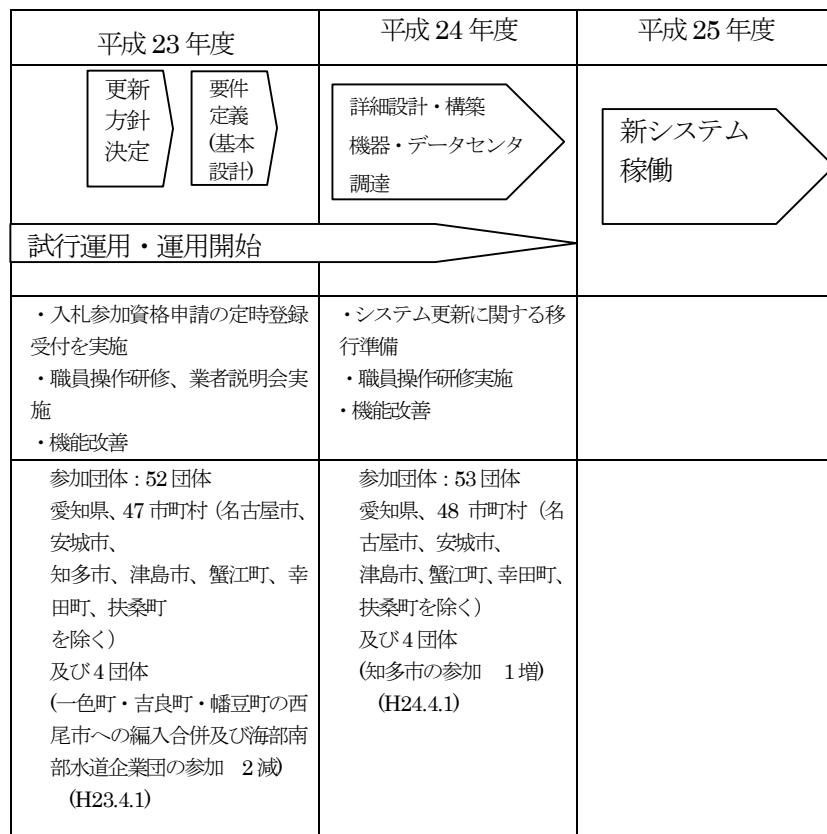
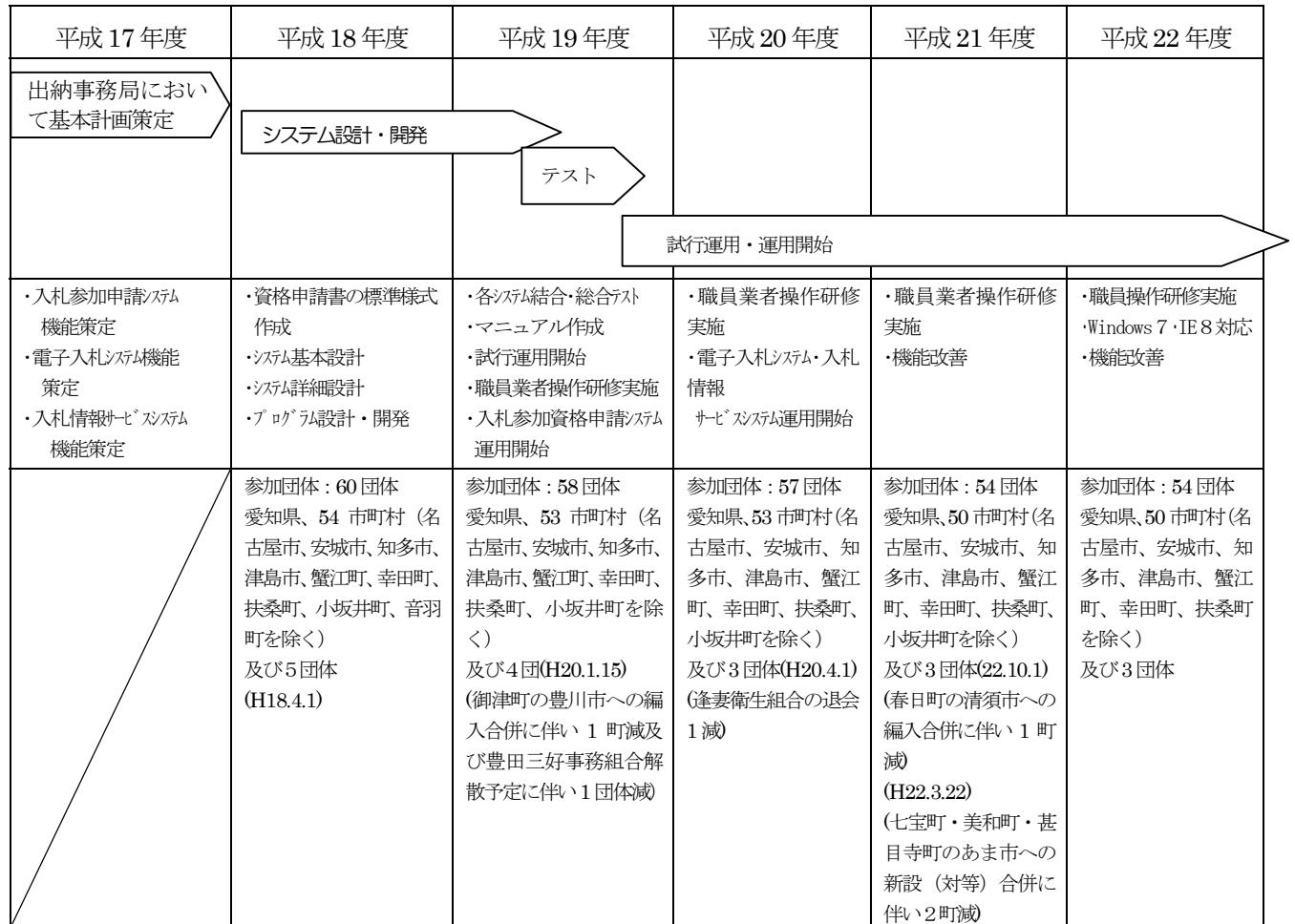
愛知県を含む17団体で平成20年度までにシステムを利用した入札を実施し、平成24年3月31日現在で、52団体中35団体（67.3%）がシステムによる入札を実施しております。また、平成24年度に53団体中48団体（90.6%）で実施予定です。

システムへの参加団体は、52団体（県、47市町村、4団体）（平成24年3月31日現在）です。

#### (2) システム構成

- ・入札参加資格申請システム（共同事業）
- ・電子入札システム（共同事業）
- ・入札情報サービスシステム（PPI）（共同事業）

### (3) スケジュール



- ※ 名古屋市、安城市：独自システム開発のため不参加。その他不参加団体は、地域業者の保護、費用対効果が見込めない、合併の可能性を理由に挙げている。
- ※ 4団体：小牧岩倉衛生組合、愛知中部水道企業団、尾三消防組合、海部南部水道企業団

#### （4）電子入札実績件数

平成 20 年 8 月の稼働以来、毎年度着実に利用件数を増やしてきており、平成 24 年 3 月末までに、県 21,687 件（うちオープンカウンタ 16,729 件）、市町村 17,714 件（うちオープンカウンタ 9,568 件）の合計 39,401 件（うちオープンカウンタ 26,297 件）の入札実績となっております。

# あいち電子自治体推進協議会会則

## (名称)

第1条 本会は、あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）という。

## (事務所)

第2条 本協議会は、事務所を愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県地域振興部情報企画課内）に置く。

## (会員及び準会員)

第3条 協議会の会員及び準会員は、別表に定める団体とする。

## (目的)

第4条 協議会は、会員が連携・共同して電子自治体を構築することにより、住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

## (事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の全員が共同で取り組むシステムの整備及びシステムの運営管理等に関すること。
- (2) 特定の会員が共同で取り組むシステムの整備及びシステムの運営管理等に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業。

## (組織)

第6条 協議会に議決機関として総会を置く。

- 2 協議会の行う事業を円滑に運営するため、運営委員会を置く。
- 3 協議会が取り扱う個人情報の保護並びにシステム及びネットワークの適切な管理と保護を図るため、個人情報等保護委員会を置く。
- 4 協議会の第5条第2号に掲げる事業を行うため、事業部会を置く。

## (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- 2 役員は、総会において会員の情報担当部長又は課長に相当する職にある者の中から選任する。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。

### (役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計の監査をする。

### (総会)

第9条 総会は、全会員をもって組織する。

- 2 総会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会を招集するには会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。
- 4 総会の議長は、その総会に出席した会員（会員の代理の者に表決を委任した場合にあっては当該者）のうちから選任する。
- 5 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 6 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため会議に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は会員の代理の者に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席をしたものとみなす。
- 8 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 9 準会員はオブザーバーとして会議に出席できるものとする。

### (運営委員会)

第10条 運営委員会は、会員及び準会員である団体の情報担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

- 2 運営委員会に運営委員長及び別表に定める地域ブロックを代表する幹事で構成する幹事会を置く。
- 3 運営委員長及び幹事は、会長が選任する。
- 4 運営委員会及び幹事会は運営委員長が必要と認めるときに招集する。
- 5 運営委員会は、この会則に別に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項について協議する。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 7 運営委員会及び幹事会の運営方法等については、運営委員長が別に定めるものとする。

### (個人情報等保護委員会)

- 第11条 個人情報等保護委員会の委員は、会員が推薦する職員及び学識を有する者の中から、会長が選任する。
- 2 個人情報等保護委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
  - 3 個人情報等保護委員会は、協議会のシステム及びこれに関連するシステムの開発、変更又は運用について、個人情報保護その他セキュリティの確保に関して必要な措置を講ずるよう求めることができる。
  - 4 前項の規定により、必要な措置を講ずるよう求められた関係者は、これに従わなければならない。

### (事業部会)

- 第12条 事業部会は、第5条第2号に掲げる事業ごとに、参加する会員及び準会員である団体の情報担当課長又は事業担当課長に相当する職にある者をもって組織する。
- 2 事業部会は、毎年度、部会事業計画及び部会収支予算を作成し、幹事会の承認を得て会長に提出しなければならない。
  - 3 事業部会は、毎年度、部会事業報告及び部会収支決算を作成し、幹事会の承認を得て会長に提出しなければならない。

### (アドバイザー)

- 第13条 協議会は、必要に応じて、専門的知識を有するアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、会長が指名する。
  - 3 アドバイザーは、運営委員会、事業部会、その他会議に出席し、意見を述べることができる。

### (入退会)

- 第14条 会員及び準会員以外の団体が協議会に入会するとき、又は会員及び準会員が協議会を退会するときは、あらかじめ協議会に申し入れを行い、総会の承認を得なければならない。
- 2 入退会の手続きに關し必要な事項は、総会において定めるものとする。

### (負担金)

- 第15条 会員及び準会員は、総会において別に定める負担金を納入しなければならない。

### (事業計画及び予算)

- 第16条 会長は、毎年度、事業計画及び収支予算を作成し、総会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業計画の軽微な変更及びこれに伴う予算の修正については、幹事会又は事業部会の承認を得て、会長が専決することができる。この場合、次回の総会において承認を受けなければならない。

### (事業報告及び決算)

第17条 会長は、会計年度終了後速やかに事業報告及び収支決算を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

### (資産)

第18条 協議会の資産は、次に掲げるものももって構成する。

- (1) 負担金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他収入

2 資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決による。

### (会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (開発成果等の取り扱い)

第20条 開発成果等を協議会以外で利用するときは、事業ごとに会員及び準会員が協議し、総会の承認を得なければならない。

### (事務局)

第21条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置き、会長が任免する。

### (会則の変更)

第22条 この会則は、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければ変更できない。

### (その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、平成15年4月18日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、設立の日から平成16年3月31日までとする。

## 附 則

1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

### あいち電子自治体推進協議会会則 別表

(会員)

愛知県

豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市  
刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市  
稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市  
豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市  
あま市 東郷町 長久手町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村  
阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村

(準会員)

名古屋港管理組合 小牧岩倉衛生組合 愛知中部水道企業団 尾三消防組合  
名古屋高速道路公社 愛知県道路公社 愛知県住宅供給公社  
財団法人愛知水と緑の公社 海部南部水道企業団 北名古屋水道企業団

(地域ブロック)

尾張 海部 知多 西三河 豊田加茂 新城設楽 東三河

## あいち電子自治体推進協議会組織体制図（平成24年度）

